

二宮町森林整備計画書

計画期間

自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

神奈川県

二宮町

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16

3	作業路網の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項.....	16
第8	その他必要な事項.....	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	17
Ⅲ	森林の保護に関する事項.....	18
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	18
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法.....	18
2	その他必要な事項.....	18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	19
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	19
5	その他必要な事項.....	19
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項.....	20
1	保健機能森林の区域.....	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項.....	20
4	その他必要な事項	20
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項.....	21
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	21
2	生活環境の整備に関する事項.....	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	21
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	21
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
7	その他必要な事項	21
	二宮町森林計画図	22

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は神奈川県南西部に位置し、総面積908ha、神奈川地域森林計画における対象民有林面積は145.21haである。そのうちスギ・ヒノキ・マツを主体とした人工林面積は10.51ha、人工林率は7.2%となっており自然林と共に大字一色、中里、二宮、山西の各地区に小面積で分散している。

本町の森林は、広葉樹を中心とした雑木林などの里山林が大半を占めており、高齢化等による手入れ不足となっている森林が多い。

しかし、森林の有する多面的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても人工林及び住宅地周辺の森林における生活環境の維持・保全等を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

森林の整備にあたり、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

住宅化の進んだ本町においては、残された里山林を保全すると共に、地域住民の憩いの場としての整備が要望されており住民参加が期待できる森林の整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町の目指す森林資源の姿に誘導するため、地域森林計画が示す森林整備の推進方向及び森林の区分の視点をふまえ、住民参加が期待できる森林の整備を推進することとする。また、神奈川県及び県内の森林組合等との連携を深めるとともに、林業グループや地域団体等の新たな森林整備の担い手への支援等により、造林から伐採における森林整備の推進を図り、後継者育成の普及・啓発に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

2の(2)と同様に関係機関及び所有者との連携を密にして合意形成に努め、施業合理化を推進していく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次のとおりである。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注）標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すものではない。

長伐期施業を行う場合の伐期は次のとおりとする。

樹種	伐期
スギ	80年
ヒノキ	90年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。

立木の伐倒（主伐）は更新を伴う伐倒のため、次に示す皆伐又は択伐による方法とする。

皆伐とは主伐のうち択伐以外のものであり、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐とは主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、目標林型別の伐採（主伐）は次に示す施業の方法にしたがって適切に行うものとする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行う。

また、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね20° 以下〕 ※1	①車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又は トラック
中～急傾斜地 〔概ね20～35° 〕 ※2	②車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又は トラック
	③架線系	(簡易な架線系集材) シングルヤード等	チェンソー	フォワーダ 又は トラック
急峻地 〔概ね35° 以上〕	④架線系	(架線集材) タローヤード 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又は トラック

※1 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

※2 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね35° 以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又は トラック

(1) 単層林施業

単層林施業は、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギまたはヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するよう努めるほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。

間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。

短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。また、次に示す単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

(2) 複層林施業

複層林施業については、単層林として造成した針葉樹林に針葉樹の下層木を造林することにより、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指す。

単層林状態の期間は、概ね単層林に準じた施業を行い、上層木を抜き伐りすることにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、植栽により下層木を導入し複

層林を造成する。複層林状態の期間は、上層木及び下層木のそれぞれについて適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行い、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育状況に留意して行う。上層木の主伐は、概ね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層木の保護に留意して慎重に行う。また、次に示す複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

施業の区分	標準的な方法
単層林	①林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとする。 ②尾根筋、河川沿いでは片側20m程度を保存するよう努めることとし、公道周辺はできるだけ保存することとする。
複層林	下層木を育成し複層林状態の森林に誘導することを主眼に択伐を行うこととする。

(3) 混交林施業

混交林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入することにより、構成樹種が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す。

針葉樹単層林から混交林への誘導は、抜き伐りを繰り返しながら、森林の現況や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせる天然下種更新による多様な広葉樹等の導入を促進することを基本とし、天然下種更新による広葉樹等の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。混交林施業における針葉樹の主伐は、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間が確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること

(4) 広葉樹林施業

広葉樹林施業を行う森林は、構成樹種が多様で階層構造が発達し、安定した活力のある広葉樹林を目指す。

広葉樹林の更新は、自然力を活用した天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壌保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせる行う。

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次に示すとおりである。植栽に係る樹種については、スギは沢沿い斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）ヒノキは斜面中部～上部を基本として選定するものとする。

樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	その他自然条件に適した郷土樹種及び品種
スギ、ヒノキ、マツ	コナラ、ケヤキ、クヌギ	

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注1) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。（低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらずスギ1,000～1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。）

注2) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

注3) 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地こしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵こしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植え原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	裸苗：4月～6月中旬まで、秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月～12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内にできるだけ早期に人工造林を完了するものとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間	皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。 また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。
-----------------	---

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、森林の適切な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は次に示すとおりである。

天然更新の対象樹種	クヌギ・コナラその他高木性の在来樹種
萌芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラその他高木性の在来性かつ萌芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は次のとおりであり、天然更新を行う際にはその本数に10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹 種	期待成立本数（本/ha）
天然更新の対象樹種全て	10,000（5年生）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払いを行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽搔き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の項目を満たしている場合を更新が完了した状態とする。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難な場合は人工造林により確実に更新を図ることとする。

- ① 対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な成育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

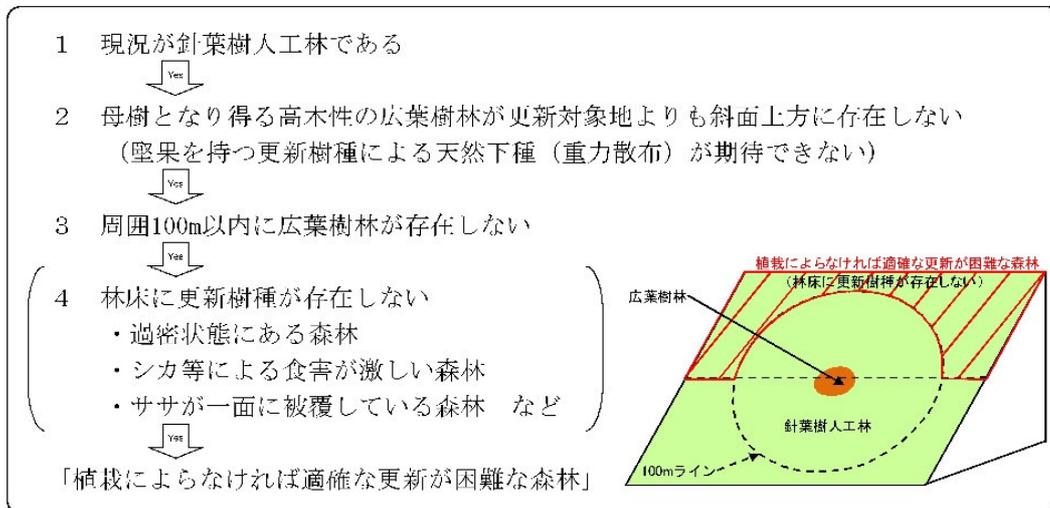
ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）

ウ 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

この所在は、必要に応じて現地確認等により明らかにする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は10,000本とするとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であり、適切な時期及び方法等により積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し適切な時期、方法等により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ	短伐期	2,500 ～ 3,500	15年	22年	30年				①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20%～35%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	短伐期	2,500 ～ 3,500	18年	25年	30年					

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
下刈り	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては 2年目、3年目には2回刈り を行う)				下刈りは、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈りの時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。	
つる切	スギ ヒノキ					必要に応じ、下刈りと合わせて行う。	
除伐	スギ ヒノキ	10年				除伐は、下刈り終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 また、合わせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。	
枝打	スギ	9年	13年	17年		枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時に実施する。 枝打は丁寧に幹を傷つけないように、また、枯枝を残さないように仕上げる。	
	ヒノキ	11年	15年	19年			

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本町全域	50年	55年	45年	60年	20年	20年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本町全域	50年	55年	45年	60年	20年	20年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準は次のとおりとする。

区域の単位	基準
林小班（ポリゴン）単位で設定する。	次の①～④すべてに該当する森林 ① 現地在人工林 ② 平均傾斜が30度以下 ③ 林道等からの距離が200m以内にかかる林小班 ④ 制限林は除外

(2) 施業の方法

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。

別表1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	-
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	土砂崩壊防備保安林の区域	1.05
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町域全域 林班1～4	145.21
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町域全域 林班1～4	145.21
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	-
特に効率的な森林施業が可能な森林 ※制限林等除外区域を含む	該当なし	-

別表 2

区 分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	-
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	-
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	町域全域 図 1～2 林班 1～4	145.21
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	土砂崩壊防備保安林の区域	1.05
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	-

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

本町の森林は、各地区に小規模で分散しており施業の共同化は難しい状況にあるが、林業グループ等の新たな担い手による里山林等の整備への支援を進めていることから、当面本制度の活用は検討しない。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、地域の関係者との相互理解と連携を進めることにより、森林施業の共同化を推進する。地域の林業グループや森林・林業関係者等と連携し合意形成に努めていく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在森林所有者の所有する森林の手入れ不足を解消していくため、森林所有者への働きかけや、地域の林業グループや森林・林業関係者等と連携し地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意する。

ア 森林施業の計画を共同で作成し、全員により各年度の当初等に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り 共同又は、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施する。

イ 作業路網その他の施設の維持管理は、共同作成者の共同により実施する。

ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その他が他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60以上
	架線系作業システム	20以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域において人工造林を行う場合や、シカの採食による下層植生の衰退が見られる場合は、植生保護柵や単木的保護ネットの設置等を推進し、シカの食害等の防止を図る。この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、シカの保護管理や農業被害対策との連携・調整も図りながら、必要な保護対策を講ずるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全対象森林	149.62

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施個所への調査・巡回や、森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により、確認に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本町の松くい虫防除対策事業は、主に海岸線沿い周辺を中心に行っており、今後も保安林区域内等の防除対策事業と連携を図りながら適切な保全を行っていく。

その他、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

ハイキングコースや遊歩道等を中心に標識や看板等を設置することや広報を活用することにより、山火事予防の意識の高揚、啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

町内活動団体との連携による町民参加型のイベントを通じて、森林に関する意識啓発を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし

二宮町森林計画図

